

令和7年度 福岡市バリアフリー推進協議会 議事録

(1)日 時:令和7年12月2日(火) 14時00分から16時00分

(2)場 所:TKP ガーデンシティ PREMIUM 天神スカイホール

(3)出席者

会長	志賀 勉	九州大学大学院 人間環境学研究院 准教授
副会長	明治 博	NPO法人 福岡市障害者関係団体協議会
委員	藤川 敦志	一般社団法人 福岡市視覚障害者福祉協会
委員	山本 秀樹	一般社団法人 福岡市ろうあ協会
委員	高山 智恵美	福岡市肢体障がい者福祉協会
委員	下山 いわ子	社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会
委員	小柳 浩一	福岡市自閉症協会
委員	君嶋 美智子	福岡市精神保健福祉協議会
委員	馬場 展枝	福岡市PTA協議会
委員	小野 和枝	福岡市女性翼の会
委員	Colleen Mathieu	ラブエフエム国際放送(株)
委員	荒瀬 聡	We Love 天神協議会 代理出席
委員	内野 豊臣	博多まちづくり推進協議会 代理出席
委員	柴田 久	福岡大学 工学部 社会デザイン工学科 教授
委員	定村 俊満	日本サインデザイン協会 調査研究委員会 委員
委員	鷹野 恵一	九州旅客鉄道(株) 鉄道事業本部営業部 代理出席
委員	田中 敬太郎	西日本鉄道(株) 鉄道事業本部施設部 代理出席
委員	山口 哲生	西日本鉄道(株) 自動車事業本部
委員	松島 浩司	福岡県警察本部 交通部交通規制課 代理出席
委員	金井 仁志	国土交通省九州地方整備局 福岡国道事務所 代理出席
委員	町田 一彦	福岡市住宅都市みどり局 代理出席
委員	竹廣 喜一郎	福岡市道路下水道局 代理出席
委員	鈴木 順也	福岡市港湾空港局 代理出席
委員	宮本 章信	福岡市交通局 代理出席
委員	藤本 広一	福岡市福祉局

アドバイザー

田中 昭夫	国土交通省九州運輸局 交通政策部 共生社会推進課
山腰 司	国土交通省九州地方整備局 企画部 企画課 代理出席

(4)次第

1. 開会

2. 委員紹介

3. 副会長の選出

4. 議題

- 福岡市バリアフリー基本計画ロードマップの実施状況について
- 福岡市バリアフリー基本計画の改定について

5. その他

- 報告「福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 改訂版 2025」の概要について

6. 閉会

(5)議事録

【開会・委員紹介】

- ・新たに就任した委員を紹介。
- ・協議会の所掌事務の説明。

【副会長の選出】

- ・委員からの自薦、他薦がなかったため、事務局が明治委員を副会長に推薦、異議なしにより決定。
- ・明治副会長から挨拶。

副会長

福岡市視覚障害者福祉協会の会長をしており、今年の 6 月にNPO法人福岡市障害者者関係団体協議会の会長に就任した。全盲なので皆様とこれからどこかでお会いするときに、気付いてないように見えると思うが、決して生意気な人間ではなく、見えないだけなので、声をかけるときは肩を叩いてから声をかけていただければと思う。

それから、送っていただいた資料を自分のパソコンに入れて持ってきて予習をして会議に参加しようと思う。最初は少しご迷惑かけるかもしれないがどうぞよろしくお願ひしたい。

【福岡市バリアフリー基本計画ロードマップの実施状況について】

会長

それでは次第に則って進めたい。本日の会議は 16 時を目途にまとめさせていただきたいと思うので、委員の皆様にはご協力をお願いしたい。

本日の議題については、一つ目が「福岡市バリアフリー基本計画ロードマップの実施状況」について、二つ目が「福岡市バリアフリー基本計画の改定」について。

最後に、報告事項として「福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂案 2025 の概要」について、これら三つとなっている。

それではまず一つ目の議題「福岡市バリアフリー基本計画ロードマップの実施状況」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料1「福岡市バリアフリー基本計画ロードマップの実施状況」について説明

会長

それではただいま事務局から説明があった、「福岡市バリアフリー基本計画ロードマップの実施状況」について、ご意見等あればお願いしたい。なお、発言に当たり、手を高く上げていただき、お名前をお伝えいただきたい。また、発言ではできるだけゆっくりはっきりお願いしたい。

委員

毎回言っているが、ハードの面の整備が充実し、着実に進んでいると実感している。しかし、ハードがしっかりと整っていても、そこに関わる人々の心や思いやりといった点がどれだけ深まっていくかが重要であり、本来であればハードの前にソフト面のバリアフリーがあってもいいのではないかと考えている。

どちらを先に示すかは法令上の関係もあると思うが、具体的には、私も関わっている発達障害のある方々に関連して、ソフト面のバリアフリーの中に、行政としてこのような図面が描けるという項目があると望ましいと感じている。これは期待値であるのかもしれないが、行政として一定の姿勢を示していただけことが重要であると考えている。

また、地域の企業、西鉄や JR といった、多くの発達障害のある方々が利用する事業者において、関わる従業員がその特性や課題をどれだけ深く理解しているかによって、さまざまな局面での社会の対応が大きく変わると感じている。

したがって、市の施策において、地域企業の方々との具体的かつ深い取り組みを検討しているか、そのようなことが明記されていると、非常に心強いと感じる。

事務局

一般の住民の方や地域の方に限らず、働く企業の皆様も含め、福岡市全体としての理解度や認識を向上させ、それぞれが助け合えるようになることは、非常に重要な視点である。

今後、基本計画の改定を予定しているところであり、ただいまのご意見も踏まえ、検討していきたい。

委員

少し寂しいというか、以前にも発言したことがあると思うので繰り返しになるが、三つの柱をご説明いただいた。しかし、ユニバーサルデザインとして優しい、思いやりがあるという点は示されているものの、ろう者にとってのコミュニケーションのバリア、すなわち、参加できない、場の情報を得られないといった問題に対して、どのように取り組んでいくのかという視点がやや薄いと感じている。

また、14 ページに記載のあるイベントの啓発等について、手話が言語であるということについては以前から行政にも明記をお願いしてきたところである。しかしながら、手話が言語であるという記述がなかなか盛り込まれない状況について、当事者として理解しがたいと感じている。

そのあたり、心のバリアフリーの中に情報のバリアフリーをどのように取り入れていくのかについて、もう少し明言していただきたいと考えるところである。

事務局

手話が言語であるという点については、福岡市の障がい者差別解消条例において、その趣旨を踏まえ、手話を言語に含むことを明確に示しているところである。そのため、その他の計画などにおいてどのような形で記述していくかについては、その都度、適切な表現を検討していく必要があると考えている。

会長

一つ目の意見の参加機会の部分について、もう少し充実させてほしいというご意見があったかと思う。その点については、そうした観点を踏まえ、今後いかに推進していくかという姿勢を示されたものと理解してよいか。

事務局

機会を捉えて、そうした場を設ける取り組みを今後も進めていく。

会長

積極的に努めていただきたい。

委員

様々な取り組みを進めていただき、バリアフリーが着実に前進していることを大変嬉しく思っている。

一点、質問だが、17 ページの「技術者向け・市職員研修等の実施」についてオンラインで実施しているとの記載があるが、「バリアフリー体験講座を開催するなど育成に取り組めます」との文面もある。

このオンライン研修がどのような形態で、どのような内容で実施されているのか、具体的に教えていただきたい。

事務局

バリアフリーの研修については、オンライン実施であり、実際の体験型講座としての実施は行えていないという状況である。

委員

どのような内容になるのか。

事務局

研修については、オンラインでの実施であり、市職員のうち施設の整備等に携わる職員を対象として行っているところである。

内容としては、福祉のまちづくり条例における整備基準に関する事項や、心のバリアフリーに関する考え方について、施設整備マニュアルのコラム等でも触れている内容を踏まえ、資料を用いた研修であり、研修の最後には、理解度を確認するための復習テストのようなものも実施している。

委員

取り組んでいただけることを大変嬉しく思う。そのうえで、やはり整備に携わる方々に対しても、当事者の声や思いが直接届くことによって、なぜその改善が必要なのか、どのような背景があるのかをより理解しやすくなると考えている。

したがって、研修の中にも、当事者の方々の声を聞く機会を、ぜひ取り入れていただければと思う。

委員

記載はされていないが、近年観光客が大きく増加しており、自転車利用者も増えている状況である。また、今後、自転車に関する法制度が改正され、自転車がより車両としての扱いに重きを置かれる方向になると聞いている。

現在の状況を見ると、自転車専用レーンが不足している区域が多く、観光客も自転車を利用することから、事故が増加しているとの話も伺っている。

今後、自転車専用レーンをさらに整備・拡充していく方針があるのかどうか、その見通しについてお聞きしたい。

委員

ご指摘の自転車通行空間につきましては、基本的には自転車は車道の端部を通行していただくことを基本としているところである。そのうえで、車道の端部に幅おおむね1m程度の自転車通行空間を整備している。

現状、福岡市全体でおよそ150kmの整備が進んでいるところであるが、今後4年程度で約40km延ばし、190km程度まで拡充する計画である。

令和10年の目標値として190kmの整備を目指し、引き続き整備を進めていく考えである。

委員

もう一点、チャリチャリは英語、中国語、韓国語などの多言語でのルールやマナーの周知などを行っているのかお聞きしたい。

委員

自転車のマナーについては、さまざまな場面でご指摘をいただいております。私どもとしても極めて重要な課題であると認識しているところである。

チャリチャリをはじめとしたシェアモビリティに関し、どのような形で利用ルールが周知されているのか、特に外国人利用者に対してどのような周知が行われているのかといった点については、現時点では詳細を十分に把握できていない状況。

しかし、これらの点については、関係者と日頃からコミュニケーションを図りながら、充実させていく必要があると考えている。今後とも、マナー向上に向けて取り組みを進めていきたい。

委員

先ほど、企業との取り組みをさらに強めてはどうかというご意見をいただいた。私自身も、以前から同様の問題意識を持っていたところである。

まず、バリアフリーそのものが国土交通省の管轄であり、特に力が入られてきたのは移動に関する分野である。本日もご参集いただいている方々も、主として交通事業者の皆様が中心であり、移動に関するバリアの除去をどう進めていくかという点が、30年ほど前から継続的に取り組まれてきた。資料を見ても、この移動分野に関しては一定の成果が得られ、かなり整備が進んでいるように見受けられる。

しかしながら、移動というのは生活における最も基本的な部分にすぎない。生活全般を俯瞰すると、まだまだバリアが残されているというのが正直なところである。

例えば民間企業との連携で言えば、交通事業者のみならず、銀行における日常的なお金のやり取り、商業施設における買い物といった、日常生活に直結する領域との連携が今後ますます重要になると考えている。交通基盤事業者以外の分野とも協力を強めるべきではないか、というのが一点目である。

次に、生活全般のバリアを取り除くという観点で申し上げますと、公共施設においても、移動のバリアフリーは基礎的な整備として進んでいるものの、美術館や博物館においては、視覚障がい者や聴覚障がい者が美術品や展示品を鑑賞し、楽しむためのアプローチ方法が、十分に整っているとは言えない現状がある。エレベーターなどの移動手段は整備されていても、鑑賞環境そのもののユニバーサル化は全国的にも遅れている施設が多い。このため、視覚障がい者に対する鑑賞環境の整備など、より踏み込んだ取り組みを進めていく必要があると考えている。

福岡市においてはバリアフリー計画が完成に近いとの印象を持たれがちであるが、実際には交通基盤という社会の基礎インフラが整備された段階であり、これからは社会全般、生活環境全体に残るバリアについて、私たち全員で向き合っていくべき段階に来ていると考えている。

事務局

移動支援については、身体障がいのある方に限らず、高齢者の方にとっても、地域で生活していくうえで大きな課題であると認識している。バリアフリーの観点にとどまらず、福祉施策として広く捉えていくべき大きなテーマと考えている。

委員

本当に、定村先生がおっしゃったことには大変納得したところであり、これまで私自身、このバリアフリー推進協議会の内容について、バリアフリーは交通のことばかりではないのにと感じていた部分が、本日も改めて明確になった。

話を自転車の件に戻させていただくが、知的障がいや発達障がいのある方々も自転車に乗る。しかし、ルール理解に難しさがある場合もあるため、私たち当事

者側と連携しながら、より分かりやすい版のルール説明のようなものを作成していただければと考えている。

もう一点、先般の事件でもあったように、見た目では発達障がいや知的障がい分からないことから、ルール違反を指摘された際に、誤解によって不必要に摘発されたり、トラブルになってしまうことがある。

そのため、これは警察とも関係する話ではあるが、自転車に貼れるヘルプマーク的なシールといった仕組みがあればよいのではないかと、保護者の間でも意見が出ているところである。こうした点について、ぜひ検討いただければと考えている。

委員

警察の方に質問したい。パトカーは、緊急事態ではなく通常走行中でもランプを点灯して走る場合がある。しかし、ろう者にはそれが緊急なのか通常なのか判断がつかない。ランプの光だけでは区別ができず、音も聞こえないため、運転中にどう対応すべきか迷うことがある。

緊急時と通常時のランプの使い分けに、何か基準があれば教えてほしい。

どこの地域でも同じなのか。歩いているときにそのような場面を見ることがあり、意味がよくわからず不安に感じることもある。前照灯と赤いランプが点いているときは見ればわかるのだが、ときによって前照灯だけのこともあり、よくわからない場面がある。

緊急時にはどちらも点いているほうが、ろう者としては緊急度が高いように見えてしまう。それに対して、車の上に付いている赤いライトだけで走っている場合は、少し違うのではないかと感じることもある。

ろう者は、見て判断するしかない立場にある。聞こえる人たちには状況が理解できるのだろうが、こちらは音が聞こえないため、その違いが判断できず、不安を抱えることがある。その不安がないことこそが、優しいまちづくりにつながるのではないかと思う。聞こえる方はサイレンが聞こえるから問題なく判断できるのだろうが、ろう者にとってはその音が聞こえないため、どうしても違いが生じる。その点について、ぜひ知っておいてほしいと思う。

会長

今の質問は、車種によってランプの点き方が異なることで、ろう者にとっては別の情報として受け取れてしまい、混乱を招くという点を指しているのだと思う。

そのような状況があるという認識のもと、今後改善できる手立てがあるのかどうかを教えてくださいという要望だと思う。

委員

福岡県警だけの話ではなく、私自身も車両の担当ではないが、車両の機能については福岡県警独自で対応できることではないと思う。今後は警察庁の指示に従って変わっていく部分になるはずなので、その点を理解していただければと思う。

普通の警戒中のランプの点き方と、緊急事態のときのランプの点き方に、正直なところ違いは存在しない。ランプの点き方は、パトカーによって屋根に付いている赤色灯の形状が異なるため、それに応じて点滅の間隔などが変わってくる。

屋根についているものにはブーメラン型のものであれば、横一列の蛍光灯のようなタイプもある。形状によって光り方が変わるため、点滅の間隔が速く見えたり遅く見えたりすることがある。そのため、光り方だけで緊急性があるかどうかを判断することはできない。

会長

その他にご質問ご意見があればお願いしたい。無いようなので次の議題に進ませていただく。

【福岡市バリアフリー基本計画の改定について】

会長

続いて、「福岡市バリアフリー基本計画の改定」について事務局から資料の説明をお願いする。

事務局

資料2「福岡市バリアフリー基本計画の改定」について説明

会長

ただいまの説明について、委員の皆さんからご意見、ご発言をお願いしたい。

委員

現行の計画と比べると、今回説明いただいた内容には情報バリアフリーが盛り込まれている。これは新たに入ってきた部分だと思う。情報バリアフリーについては、私も強く賛成しているし、私たち自身ずっと取り組んできたところでもある。

例えば、外国の方々が来たときに、文字を読むことでコミュニケーションが取れるという意味でも意義がある。

特にタクシーの場面である。ろう者は声で行き先を伝えることができないが、運

転手からすると紙に書いたものを見せられても負担に感じるのか、降りるよう促されることもあり、筆談でコミュニケーションを取ることが難しい状況が生じる。結果として、タクシーを利用しづらくなり、事実上の乗車拒否に近い状態に追い込まれてしまうことがある。この点を知っておいてほしい。

またJRについても、無人駅が増えている。何かあったときに、ろう者にとってはコミュニケーションが取れない恐れがあるし、夜間は窓口が閉まっている駅もあり、大きな不安を感じている。

バリアフリーは私たちにとって切実な願いである。どうかよろしくお願ひしたい。

事務局

いただいた内容はしっかり検討していきたい。

委員

今、国の基本方針における主な目標値(案)で、心のバリアフリーの「障がいの社会モデル」の理解度が目標値なしから60%となっている。その下の原則100%については理解できるのだが、この「障がいの社会モデル」の理解度60%というのが、モデルそのものの理解が6割という意味なのか、どのような対象に対して60%と言っているのか、そのあたりが不明瞭に感じるので教えていただきたい。

事務局

こちらについては、現時点でこちらが理解している範囲では、国民の60%や100%といった割合を、アンケートなどで調査していくという意味だと捉えている。ただ、この点について今後どのような形で調査を行っていくのかは、これから検討していく必要があると考えている。

委員

これは国の案をそのまま載せているという理解でいいのか。

事務局

資料は、これまでの方針から国が方針を変えた部分について、そのまま記載させていただいている。

事務局

補足になるが、これは国が10月のパブリックコメントで提示した国の案である。

今後、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、修正が出てくるものと思っている。そのうえで、市としてバリアフリー基本計画を策定していくという流れになっていく。

委員

今の柴田委員の質問とよく似たところで、まだ具体策はこれから考えていく段階だと思うが、建築物 2,000 m²以上の公共建築物工事で、当事者参画を実施した割合について、目標値が原則 100%となっている件で、二つ伺いたい。一つは、現行の条例あるいは現行計画の中で、当事者の参画について何か明記されていたのかどうか。

もう一つは、これは「実施した割合」という形で結果を評価する指標になると思うが、この割合を増やしていくために、どのような手段や方法があり得るのか。まだこれからのお考えだとは思いますが、もし現時点で何かお考えがあれば聞かせてほしい。

事務局

現行の条例に規定はない。

2 点目、指標の割合を増やす取り組みは今後の検討課題である。現時点では見えていない。

委員

ぜひ力を入れていただきたい。

委員

まず一つ目は感想として述べたい。基本計画の心のバリアフリーを拝見し、「家事や育児は女性の仕事だ」という固定的な価値観を変えていこう、という文言が記載されており、これを見て嬉しく感じた。

もう一つは、私の勉強不足であればぜひ教えていただきたい。他県へ旅行に行った際、トイレの案内表示がピクトグラムで統一されている場所、とくに道の駅や高速道路のパーキングエリアなどでは、比較的わかりやすいと感じることが多い。

しかし、福岡市内を歩いていると、女性用・男性用・多機能トイレなどの場所がわかりにくいと感じる場面が、公的施設でもよくある。

こうしたトイレ等の表記の統一について、全国的あるいは福岡市として何らかの方針があるのかどうか。国の方針として示されているものがあるのか、また福岡市ではどう考えているのか、もし方針や検討状況があれば教えてほしい。

事務局

施設の整備については、わかりやすいサインをつけていただきたいということで、この後説明する施設整備マニュアルにも記載がある。

その中では、基本的に JIS のマークを用いることに加え、今回新たに、認知症の方にもわかりやすいデザインについて併記を行うよう求めている。

会長

スケジュールでいくと、令和 8 年の 3 月頃に改定案の素案が報告されることになっており、準備が大変だと感じている。

その際に、定村委員が指摘された参画の仕組みが非常に重要になると考えており、そうした点についてももしっかり進めていただきたいと思っている。

委員

話がずれてしまうかもしれないが、ソフト面のバリアフリー化については、丁寧な説明がいろいろと書かれている。

一方で、福岡市には障がい者差別解消条例があり、その中では合理的配慮という言葉が掲げられている。ソフト面のバリアフリー化を進めていくうえで、差別解消や合理的配慮とは何かという点を、もっとしっかりと表立って示していく必要があるのではないかと感じている。

施策の中にも合理的配慮に関する研修の記載はあるが、そうした考え方が明確に示されてこそ、心のバリアフリーを深めていくことにつながるという思いがある。せっかく素晴らしい条例があるにもかかわらず、それを知らない市民も多いのではないかと。合理的配慮とは何かと問われて、どれだけの人が少なくとも言葉として認識しているのかという課題もある。この壁を越えていかなければ、ソフト面のバリアフリー化は本当の意味で進んでいかなければいけないのではないかと考えている。そのため、わかりやすく、かつ明確に、こうした考え方を計画の中に示していただけるよう、検討をお願いしたい。

会長

その他にご質問ご意見があればお願いしたい。福岡市バリアフリー基本計画改定について重要な指摘があったので、その点、改定の際に反映していただきたい。

議題については以上で、次に進めさせていただく。

【報告「福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂版 2025」の概要について】

会長

それでは、事務局から報告事項として、福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂版について事務局に説明をお願いします。

事務局

資料3「福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂版 2025」の概要について」説明

会長

ただいまの説明についてご意見等あればお願いしたい。本日の協議会全体を通じて何かご質問ご意見があればお願いしたい。

特に無いようなので、ここで明治副会長に全体的なまとめをお願いしたい。

副会長

いろんな場に出たときにいつも言っているが、今年だったと思うが、地下鉄の新型車両についての説明会があった。こちらの話をすごく真剣に聞いてくださり、意見も述べた。

そこで感じたのは、こうした会には検証の場とただの体験会の二種類がある。意見を言って変えられるのかと尋ねると、これは説明会ですと言われる場合がある。いくら意見を言っても変わらないのであれば、正直あまり意味がない。

例えば、券売機の説明を受けたときも、券売機の角度は変えられるのかと聞くと、変えられないと言われた。変わらないものに対して、視覚障がい者としてどれだけ意見を述べても、どうにもならない。

できれば、まだ変更できる段階のうちに何か意見はありませんかと聞いてほしい。せっかくいろんな取り組みをしていただいているので、あと少しの工夫で良くなる場面があると思う。

完成の直前ではなく、もう少し前の段階で意見を聞いてもらえるとありがたい。100点満点を求めるつもりはないし、できるとも思っていない。70点、80点の合格ラインで十分だと思っている。

だからこそ、そういった意見の聞き方をぜひ検討してもらえるとありがたい。これはどこかで必ず言おうと思っていた要望である。よろしくお願いしたい。

会長

先ほどの計画の改定のところにも関係するが、そういう機会をどのような形で効果的に設けるかという点が重要だと考えているところである。

委員

報告のところでは手を挙げればよかったのだが、ぜひ情報アクセシビリティの確保という観点で、文字などにユニバーサルデザインフォントを用いるなど、見やすく、わかりやすい形で仕上げていただきたいと思っている。

会長

その他いかがでしょうか、それでは本日の議題については以上で終了とする。それでは以上予定していた議題が終わったので、ここで会議を終了し、マイクを事務局にお返す。

事務局 閉会挨拶